

安城市環境基本計画の改定方針について

1 環境基本計画の改定の背景

(1) 安城市環境基本計画の前回改定（平成 23 年度）から 4 年経過

- ・安城市環境基本計画は、平成 13 年 3 月に策定。平成 32 年度を目標年次（計画期間：20 年）とした長期計画
- ・計画内容については、5 年を目処に定期的な見直しを行うこととしている。現行計画は、平成 18 年 3 月、及び同 23 年 3 月に改定を実施
- ・現計画の改定後 5 年を経過する平成 27 年度末（平成 28 年 3 月）までに、計画の見直しを行う。今回の改定は、目標年次の平成 32 年度（2020 年度）に向けた最後の見直し。

(2) 国の第 4 次環境基本計画及びエネルギー基本計画の策定

- ・政府の環境施策の大綱を定める第 4 次環境基本計画が平成 24 年 4 月に閣議決定
- ・この計画は、目指すべき持続可能な社会の姿を『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定めている。
- ・同計画では地球温暖化に関する取り組みの中で「2013 年以降の地球温暖化対策については、エネルギー政策の見直しと表裏一体で検討」としており、平成 26 年 4 月に策定されたエネルギー基本計画（経済産業省）も考慮する必要がある。
- ・さらに、愛知県が第 4 次愛知県環境基本計画を平成 26 年 5 月に策定

(3) 東日本大震災による社会情勢の変化への対応

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、被災地での電力供給、原子力発電所の停止による電力不足など、日本社会のエネルギーに対するリスクが浮き彫りになる。
- ・震災後、再生可能エネルギーに対する注目が高まり、その普及が急速に進展
- ・省エネについては、総量を減らすと同時に、需給ピーク時の消費電力を削減するいわゆるピークシフトにも重点が置かれるようになる。
- ・原子力発電所の停止による発電量全体に占める火力発電割合の上昇により、電力 1kw あたりの CO₂ 排出係数が高まり、従前からの二酸化炭素排出量削減目標の達成が極めて困難な状況となる。

(4) 第 8 次安城市総合計画との整合

- ・上位計画である第 8 次安城市総合計画（平成 28 年 3 月に策定予定）で設定される目指す都市像と矛盾が生じないように、改定作業を進める必要がある。
- ・第 7 次安城市総合計画の目指す都市像「市民とともに育む環境首都・安城」実現の理念を引き続き継承

2 環境基本計画の改定の基本方針

(1) 東日本大震災以後の日本のエネルギー事情を考慮

東日本大震災によって顕在化したエネルギーセキュリティの問題や、エネルギーマネジメント、原子力発電所の停止によるCO₂排出量の増加などを踏まえ、かつ地球温暖化防止の観点から、現計画では不十分なエネルギー関連施策を拡充する。

(2) 持続可能なまちづくりに向けた取り組みを重点化

本市の地域特性を生かし、特に「低炭素社会」、「再生可能エネルギー」、「エネルギーマネジメント」（エネルギーを「創る」「蓄える」「省く」こと）、「次世代モビリティ」、「資源循環」、「自然共生」、「持続可能な社会」「安全・安心の確保」といった項目に関する施策を重点的に盛り込む。

(3) 国・県等の関連計画との整合

国の第4次環境基本計画（平成24年4月：環境省）、及びエネルギー基本計画（平成26年4月：経済産業省）、並びに第4次愛知県環境基本計画（平成26年5月）と整合性を図る。

また、安城市における上位計画である第8次安城市総合計画策定の進捗とも同期をとり、計画内容の整合性を図る。

3 策定体制

(1) 環境審議会（平成26年度 2回、平成27年度 4回）

- ・役割：計画策定について市長から諮問を受け、審議と答申を行うこと。
- ・構成：学識経験者、各種団体の代表者、事業所、市民代表 他

(2) 環境審議会分科会（平成27年度 各分野2回程度）

- ・役割：施策分野別の分科会に分かれ、各々のテーマに関して議論
- ・構成：環境審議会委員

(3) ワークショップ（平成27年度 6回程度）

- ・役割：市民、事業者からの意見集約や課題の抽出
各主体が協働で取り組む、実施可能な主要プロジェクトの検討
- ・構成：公募市民 10名程度
事業所従業員 10名程度
市職員 10名程度

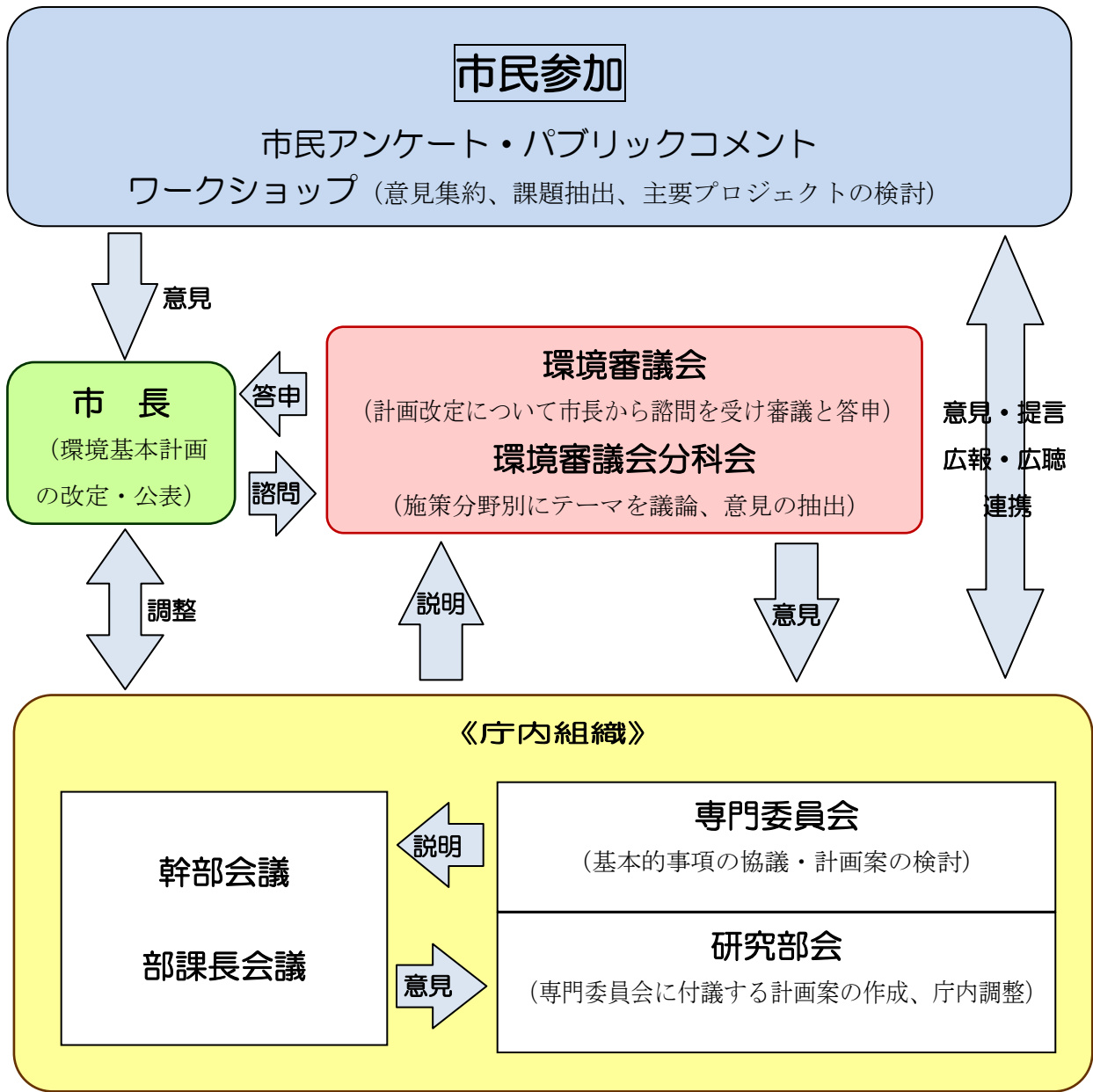
(4) 専門委員会 ※庁内組織（平成27年度 2回）

- ・役割：計画案の検討、協議
- ・構成：関係課の課長級職員

(5) 研究部会 ※庁内組織（平成27年度 3回程度）

- ・役割：施策内容と各課の調整、計画案の作成
- ・構成：関係課職員（主査、または係長級職員）

環境基本計画策定体制図



環境基本計画策定スケジュール（案）

	環境審議会（分科会）	ワークショップ	庁内組織
平成 26 年 12 月	平成 26 年度 第 1 回環境審議会 24 日（水）		
平成 27 年 1 月			
2 月			
3 月	平成 26 年度 第 2 回環境審議会 25 日（水）		
4 月	分科会（各分野 2 回）		
5 月		第 1 回ワークショップ	
6 月		第 2 回ワークショップ	第 1 回研究部会
7 月	平成 27 年度 第 1 回環境審議会	第 3 回ワークショップ	
8 月		第 4 回ワークショップ	第 1 回専門委員会
9 月		第 5 回ワークショップ	第 2 回研究部会
10 月	平成 27 年度 第 2 回環境審議会	第 6 回ワークショップ	
11 月			第 2 回専門委員会 第 3 回研究部会 幹部会議 部課長会議
12 月	平成 27 年度 第 3 回環境審議会（初週）		
平成 28 年 1 月	パブリックコメント（1 月中旬～2 月中旬）		
2 月			
3 月	平成 27 年度 第 4 回環境審議会		